

森林土木工事特記仕様書【共通】

1 総則

1-1 適用

- 1 森林土木工事特記仕様書【共通】は、「森林整備保全事業工事標準仕様書」（以下「工事標準仕様書」という。）に示されていない事項について補完するものである。
- 2 受注者は、本工事の施工に当たっては、「特記仕様書」、「工事標準仕様書」、「森林整備保全事業施工管理基準」及び「森林整備保全事業工事写真管理基準」に基づき実施しなければならない。

1-2 施工計画書（工事標準仕様書 1-1-1-4）

受注者は、「林道工事及び治山工事における施工管理等の様式について」（以下「様式」という。）に基づき施工計画書を作成し、工事着手前に監督職員に提出しなければならない。

1-3 支障木がある場合の取扱い

支障木がある場合の取扱いは、下記によるものとする。なお詳細は中部森林管理局ホームページ（ホーム>公売・入札情報等>公売・入札情報>契約関係情報>その他>森林土木工事の設計積算について）を閲覧すること。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sonota/other/sekisan.html

- 1 工事で支障木の伐採・搬出等をする場合は、直よう、請負に関わらず施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

（1）現場組織表

様式第 18 号に示す「その他」の欄に、労働安全衛生規則に定める特別教育等を終了した者の氏名を記載する。

（2）安全管理

当該作業における、安全の確保のための関係法令等に基づく措置を記載する。

2 施工体系図

工事内で支障木の処理を請負で実施する場合は、支障木の処理に係わる部分の施工体系図（様式第 22 号の 3）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3 工事中の安全確保

工事内で支障木の伐採・搬出等を実施する場合は、当該作業に係わる関係法令等に基づく措置を常に講じておくものとする。

1-4 工事に使用する車両系建設機械及び有資格者の確保

- （1）工事に使用する車両系建設機械及び当該機械の使用に必要な資格（運転技能講習又は特別教育等）の種類は、様式第 19 号と同様の様式に明記するものとする。なお、当該資格については、備考欄などに記載する。
- （2）工事実行に際して、作業主任者の選任及び車両系建設機械の運転など有資格者による就業が必要な業務にあっては、現場組織表又は施工体制台帳に資格内容を明記するとともに、資格を証明する書類の写しを添付するものとする。

1-5 工事の下請負（工事標準仕様書1-1-1-10）

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

1-6 施工管理（工事標準仕様書1-1-1-28）

森林整備保全事業施工管理基準5. 管理項目及び方法の（1）の工程管理として様式第26号「工事日報」を作成し提出すること。

1-7 工事中の安全確保（工事標準仕様書1-1-1-31）

工事標準仕様書1-1-1-31第13項の「安全衛生協議会の設置」とは、全国建設協会の「災害防止協議会」をいう。（労働安全衛生規則第635条解説）

1-8 環境対策及び木材利用（工事標準仕様書1-1-1-35）

1 受注者は、施工現場において「排出ガス対策型機械」を証明するため、工事現場搬入後速やかに写真を撮影し監督職員に提出するものとする。

2 工事が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく「特定調達品目調達取りまとめ」の対象工事に該当する場合は、調査票を提出すること。

3 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進

（1）工事において使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用すること。

（2）工事で使用する木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を、監督職員に提出し確認を受けること。

（3）現場で発生した支障木等を利用する場合は、監督職員の指示に従うとともに、必要な手続きを行うこと。

（4）設計図書により、コンクリート型枠用合板（グリーン購入法の特定調達品目としての判断の基準を満たすものであって、かつJAS規格品）を指定された場合は、これを使用しなければならない。なお、製品の調達が困難な場合等で、代替製品を利用する場合は、事前に監督職員の承認を得なければならない。

（5）工事看板等

ア 工事看板又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関する内容を周知させること。

イ 工事看板又は工事を周知する掲示物は、木材を使用して作成すること。ただし、作成が困難な場合は、監督職員と協議すること。

ウ 工事看板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を表記すること。（別途定規図がある場合又は監督職員が別途指示する場合は、それによること）

1-9 建設業退職金共済制度（工事標準仕様書1-1-1-47の5）

1 工事標準仕様書に示す期限内に当該工事に係る建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を、あらかじめ書面により申し出ること。

2 上記1の申出をした場合及び請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成までに提出すること。

なお、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

3 共済証紙の購入状況の把握等で必要があるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求め

る場合がある。

- 4 購入した共済証紙は、対象労働者の共済手帳に遅滞なく貼付すること。
- 5 下請契約を締結した場合は、下請事業主に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請事業主が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付するか、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入し、下請事業主の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

なお、下請事業主の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理を下請事業主からできる限り受託すること。

1-10 法定外の労災保険の付保

受注者は、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

1-11 出来高部分払方式

中間前金払に代わり既済部分払を選択できる工事において、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

1-12 建設産業における生産システム合理化指針

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

1-13 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- 1 「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
- 3 受注者は、当初契約締結後、前記2で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を実施計画書（労働者確保_様式1）の当初計上額欄へ記載し、監督職員に提出するものとする。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、前記3

で提出した実施計画書に変更計上額及び差額を記載し、実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を添付のうえ監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書の当初計上額に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書の当初計上額に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1-14 現場環境改善【快適トイレ】（工事標準仕様書1-1-1-31の7）

誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、発注者と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。

1 内容

受注者は、現場に以下（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（18）については、満たしていればより快適に使用できる仕様と推奨する項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上）

【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）入口に目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （9）サンタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法900×900mm以上（面積でない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(18) 付属品等の木質化

2 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当(10,000円/基・月)を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

ハウス型等の男女別トイレが一体型(1基)となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。

積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、積上計上しない。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとするが、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとする。

ただし、「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「2基/工事」を「2基/施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で見積計上できるものとする。

3 その他

(1) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、森林土木工事特記仕様書【共通】の対象外とする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」を設置時と撤去時に撮影し(必ず、黒板に日付け)、監督職員へ提出する。

(3) 工事中止期間中は、対象外とする。

(4) 施工計画書での当初からの計画は認めないので、必ず、監督職員へ協議願書を提出する。

1-15 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受発注者間協議(現場代理人等、監督職員)によりデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する。)とすることができる。対象工事では、以下の1から3の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」と称する。)は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(3) 黒板」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

に記載している技術を使用していることとする。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

<http://www.jcomsia.org/kokuban/software/>

記載のデジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の

事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、上記1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（3）黒板」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工程については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は、

<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

1-16 発注者指定方式による週休2日の取り組み

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

1 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

2 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

（1）現場閉所による週休2日

現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（3）月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準とみなす。通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（4）現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が

進む作業を除く。)を行う場合を除く。

(5) 工事着手とは、工事標準仕様書 1-1-1-2 (14) に規定する「工事着手」をいう。

(6) 工事完了とは、工事標準仕様書 1-1-1-2 (15) に規定する「工事完了」をいう。

詳細は下記の林野庁ホームページ(ホーム > 「国民の森林」 国有林 > 森林土木工事等における取組 > 品質確保対策等)を閲覧すること。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/sinrin_doboku.html

1-17 情報共有システム

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事であり、その実施に当たっては次によるものとする。

1 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。なお詳細は中部森林管理局ホームページ(ホーム > 公売・入札情報等 > 公売・入札情報 > 契約関係情報 > 契約約款・標準仕様書・検査基準細則)を閲覧すること。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/100601.html

2 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

3 費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれる。

1-18 熱中症対策に資する現場管理費率の補正

工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事であり、その実施に当たっては次によるものとする。

1 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

ただし、不稼働日(週休 2 日にかかる現場閉所日等)は、真夏日に含めないものとする。

(2) 工期

工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期内の真夏日} \div \text{工期}$$

(4) 工事現場の標高

現場内人力作業を行う最も標高が低い地点。

2 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

3 気温の計測方法等

施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。

(1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と承諾の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温（℃）＝ 気温（℃）± 標高差（m）× 0.6/100（m）

※工事現場の標高が観測所の標高より高い場合はマイナス補正とし、工事現場の標高が観測所の標高より低い場合はプラス補正とする。

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差（m）＝ 工事現場の標高（m）－ 計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果について気温集計表（熱中症対策_様式1）、月別気温集計表（熱中症対策_様式2）及び根拠資料を監督職員に提出すること。

4 施工個所が点在する工事

施工個所が点在する工事については、点在する個所ごとに補正を行うことができる。

5 その他

受注者が対策を取らなかった場合や実施内容が確認できなかった場合は補正を行わないものとする。

1-19 工事現場等における遠隔臨場

工事現場等における監督職員の段階確認、材料検査、立会について、受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員がモニターで工事現場等の確認を行う工事現場等における遠隔臨場の試行対象工事であり、その実施に当たっては次によるものとする。

1 遠隔臨場の実施に当たっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（以下「試行要領」とい

う。)によるものとする。

2 効果把握のためのアンケート調査

効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事の受注者を対象にアンケート調査を発注者が求めた場合に協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

1-20 電子納品（情報共有システム活用が必須条件）

電子納品とは、森林整備保全事業電子納品ガイドラインに沿って電子データで納品することをいう。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/ICT_seko-28.pdf

1 電子納品にあたっては、工事着手前に発注者（監督職員）と受注者（現場代理人等）が協議を行う。

2 協議内容として、電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】内にある、事前協議チェックシート（土木工事用）を活用すること。

https://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/guide_c12.pdf

3 検査について

電子納品した場合の検査はオフライン電子検査を原則とする。電子検査に必要なパソコンは原則として受注者が用意する。検査に必要なパソコン操作説明員ならびに必要なソフト等は受注者の責任において用意するものとする。

4 納品について

電子媒体（CD-R, DVD-R 等）に格納した電子データと電子媒体納品書を発注者に提出する。

また、納品数量は原則1部とする。なお、受注者においても工事完成後5年間は複製を保存し、必要に応じて再提出可能な保管をするものとする。

1-21 現場環境改善費に関する事項

本工事は、現場環境改善に要する費用を計上しており、現場環境改善経費は、工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関するものを対象とする。

1 実施方法

(1) 現場環境改善については表1の計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施する費用を見込んでいるが、実施内容の選択にあたっては、地域の状況及び工事内容により設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。

(2) 実施内容については、発注者が指定している場合を除き、原則として受注者が選択することとする。

(3) 表1の内容に該当しないものであっても、現場環境改善に寄与すると受注者が判断するものについては、監督職員と協議のうえ、現場環境改善として実施することができる。

(4) 工事完了後は、現場環境改善の実施写真等、実施状況及び支出実態を確認できる資料を提出するものとする。なお、実施内容の確認が出来なかった場合は、設計変更の対象とする。

(5) 上記(1)で実施する内容については、工事成績評定の加点対象としない。

表1

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none">・ 用水・電力等の供給設備・ 緑化、花壇・ ライトアップ施設・ 見学路及び椅子の設置・ 昇降設備の充実

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・ 盗難防止対策（警報機等） ・ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・ 労働者宿舎の快適化 ・ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・ 現場休憩所の快適化 ・ 健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成予想図 ・ 工法説明図 ・ 工事工程表 ・ デザイン工事看板（各工事 PR 看板を含む。） ・ 見学会等の開催（イベント等の実施を含む。） ・ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・ パンフレット・工法説明ビデオ ・ 地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） ・ 社会貢献

1-22 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

1 令和6年能登半島地震の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、当該被災地域（新潟県、富山県、石川県、福井県）（以下「被災地域」という。）における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価において加点評価する。

2 材料

2-1 工事材料の品質（工事標準仕様書 2-1-2-1）

1 工事材料の品質に定める材料の規格・品質の検査等のうち下記材料については、材料試験表によって行うので、その都度提示すること。但し監督職員が必要と認めた場合は臨場して確認することがある。

- (1) 鉄、鋼材及び铸铁製品
- (2) コンクリート二次製品
- (3) 種子及び緑化二次製品類
- (4) エポキシ系樹脂接着剤、合成樹脂製品、路盤紙
- (5) その他これらに準ずる二次製品類及び監督職員が特に指示したもの

2 再生砕石の使用は、原則として次のとおりとする

- (1) 路盤工の購入砕石
- (2) 基礎砕石工の購入砕石
- (3) 裏込砕石工の購入砕石

3 再生アスファルト

再生アスファルトの使用は、アスファルト舗装の基層及び表層とする。なお再生骨材を使用する場合は、製品証明を監督職員に提出し確認を受けること。

- 4 各種材料試験検査証及び納入伝票等は工事完了と同時に整理して森林整備保全事業施工管理基準に基づき提出すること。

2-2 遠隔地からの建設資材調達

工事に使用する建設資材については、通常考えられる調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することができる。

3 森林土木工事共通編

3-1 無筋・鉄筋コンクリート

3-1-1 配合（工事標準仕様書3-3-3-3）

コンクリートの配合については下表を原則とする。

レディーミクストコンクリートの配合条件と分類表

構造物の種類		セメントの種類	設計強度 (N/mm ²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	空気量 の標準 (%)	水・ セメント比 (%)
無筋 コン クリ ート	・コンクリート谷止工、間詰等 ・コンクリート土留工 ・重力式擁壁、重力式橋台及び橋脚	BB 〔N又はH〕	18	40	8	4.5±1.5	65以下
	・コンクリートブロック（石）積（張） 工の基礎及び胴（裏）込コンクリート ・道路付属構造物の基礎・側溝 ・管渠の基礎、集水枿	N 〔H〕	18	25 (40)			
	・コンクリート路面工（舗装）		24	40			
鉄筋 コン クリ ート	半重力式橋台及び擁壁、法枠工	N 〔H〕	21	40	8	4.5±1.5	65以下
	橋脚、橋台、擁壁、 函渠（カルバート）		21又は24	25			
	RC橋（スラブ桁、ホロー桁、T桁等）、 非合成床版		24	25 (40)			
	RC橋（プレテン・ポステン（スラブ桁、 ホロー桁、T桁等））、合成桁床版		30	25			

備考 1 セメントの種類による記号

普通ポルトランドセメント：N、高炉セメントB種：BB、早強ポルトランドセメントH

2 上記以外のコンクリート及び特殊なコンクリートは別に定めるものとする。

3 冬期工事又は早期強度を必要とする構造物については、〔 〕書を使用する。

4 無筋コンクリートの（ ）書は、コンクリートブロック（石）積（張）工の基礎に適用する。

5 鉄筋コンクリート工種の粗骨材最大寸法（ ）書は最小寸法 25mm を超える鉄筋構造物等の施工に適用する。

6 コンクリートポンプによる打設の場合のスランブは8～12 cmの範囲とすることができる。

7 水セメント比は絶対条件とし、条件が整わない場合は監督職員の承認を経て水セメント比以外の条件を直近上位のものとするすることができる。

8 「森林土木工事特記仕様書【個別】」において明記されていない場合は本表による。

3-1-2 圧縮強度試験

品質管理基準に定める圧縮強度試験は7日目及び28日目に実施する。

3-1-3 締固め（工事標準仕様書 3-3-5-5 及び 5-3-5-4）

コンクリートの締固めには棒状バイブレータを用いることとし、材料分離の原因となるコンクリートの横方向への流動を目的とした使用は行わない。バイブレータは、ダムコンクリート中に鉛直に差し込み、深部まで十分に締固めを行う。

なお、コンクリートを2層以上に分けて打設をする場合には、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めを行う。また、棒状バイブレータの挿入間隔は、振動が有効であると認められる範囲の直径以下、かつ50cm以下とする。1箇所あたりの締固め時間の目安は、5～10秒程度とする。

3-1-4 打継目（工事標準仕様書 3-3-5-7 及び 5-3-5-4）

水平打継目への敷モルタルについては、必須とはしない。ただし、受注者が構造物の品質を確保するために必要であると判断した場合には、その理由を整理したうえで、監督職員と協議し、承諾を得て施工する。

敷モルタルを施工する場合には、旧コンクリートの打継面について、ワイヤブラシにより表面を削る、またはチップング等により粗にし、十分吸水させたうえで行う。なお、吸水後に打継面に溜水が生じた場合には、モルタルの品質やコンクリートの水セメント比に影響を与え、品質低下を招くおそれがあるため、これを必ず除去する。

敷モルタルの厚さは、1.5cmを標準とし、モルタルの品質については、打設するコンクリート中のモルタルと同程度のものとする。

また、基礎岩盤面への敷モルタルについては、標準仕様書 5-3-5-4 の2「圧力水等による清掃」を確実に実施することにより、原則として不要とする。ただし、この場合においても、吸水時に生じた溜水については、必ず除去する。

3-1-5 均しコンクリート（工事標準仕様書 5-3-5-4）

均しコンクリートを施工する場合は、幅・延長・厚さ及びコンクリート体積等を明らかにした資料を添付のうえ提出し、監督職員と協議し承諾を得たうえで実施する。なお、受注者の任意施工（創意工夫等）として均しコンクリートを行う場合においても、あらかじめ発注者の承諾を得たうえで実施する。施工にあたっては、以下に留意のうえ施工する。

（1）均しコンクリートの構造

全面に均しコンクリートを実施する場合の幅は、型枠設置に必要な幅を躯体幅に加えた寸法とすることができる。厚さは、鋼材等の挿入を考慮し、10cmを標準とする。なお、階段式コンクリート間詰等、本体構造物と同時に打設する場合には、当該間詰部の均しコンクリートを含めることができる。

（2）使用コンクリートの配合

使用する生コンクリートの配合については、森林整備保全事業標準仕様書（5-1-5-2）の「床掘で掘り過ぎとなった部分を構造物と同質のもので埋戻さなければならない」との規定適用し、本体構造物と同等の配合とする。

（3）構造上の制約

均しコンクリートには、伸縮継目や止水板は設置しない。

（4）施工位置及び段階確認

均しコンクリートは、本体構造物の基礎面より下部に設置し、本体構造物には含めないものとする。施工にあたっては、本体構造物に食い込まないよう留意すること。なお、監督職員による床掘完了時

の段階確認は、均しコンクリートの掘削が完了した時点で受けるものとし、設計図書等に示された延長、幅等の確認及び基礎地盤の状態について確認を受けるものとする。また、均しコンクリートの深さ及び本体構造物の基礎面の高さについては、均しコンクリート掘削時又は基礎部の型枠完了時に、監督職員の確認を受けるものとする。

(5) 基礎面整形の取扱い

コンクリート構造物基礎面には、当初設計において土質状況に応じ、土砂掘削面整形、岩盤掘削面整形及び岩盤清掃を計上していることから、原則として実施する。ただし、岩盤掘削面整形については、岩盤の状態により掘削面の不陸調整が困難な場合には、当該面積分を減ずることとする。

(6) 仕様書遵守事項

施工にあたっては、森林整備保全事業標準仕様書（5-3-5-4の3均しコンクリート）に定められた以下の事項を遵守するものとする。なお、均しコンクリート施工前の岩盤部への敷モルタルについては、以下の②を確実に実施することにより、原則として不要とする。

- ① 均しコンクリートの打設終了後、次のコンクリートを打ち込む前に、コンクリート上面を圧力水等により清掃しなければならない。
- ② コンクリートを打込む基礎岩盤については、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、コンクリートを打設しなければならない。

(7) 養生の取扱い

養生については、湿潤養生を原則として不要とする。ただし、急速乾燥や雨水等の混入を防止するため、ブルーシート等による簡易養生を行うものとする。養生期間は、型枠設置に支障がない程度の硬化を確保する必要があるため、通常は1日～2日程度を目安とする。

(8) 数量及び配合の確認

均しコンクリートの数量及び配合については、「レディーミクストコンクリート納入書」により確認できるようにするものとする。

(9) 出来形管理

出来形管理については、均しコンクリートの構造（延長、幅及び厚さ）の寸法を検測し、写真により確認できるよう整理するものとする。なお、発注者による出来形確認は求めないものとする。

(10) 品質管理

施工段階におけるスランプ試験、圧縮強度試験及び空気量測定等の品質管理試験は実施しないものとする。

4 治山編

4-1 治山構造物出来形記入表示

森林整備保全事業施工管理基準5の(2)の「出来管理図表」及び「構造物墨入れ」の記入表示方法について下記事項を参考とする。

1 記入表示方法

- (1) 文字及び線は赤色で表示する。
- (2) 線の幅は、0.5~1.5cm程度で表示する。
- (3) 文字及び数字の大きさは、6.0~15.0cm程度で表示する。
- (4) 数字は算用数とし、最終設計寸法で表示する。

(出来形管理図表は、設計値と実測値を記入する。)

- (5) 線は、構造物の外縁では設計線の内側とし、天端については中心で表示する。

2 寸法線及び区画表示方法

(1) 溪間工

ア 長さ

袖天端、インクラ、放水路天端、鏡面の中心線上に○、○○と法長寸法で表示する。(m単位)不明部分は、引き出し線で表示する。

イ 幅

放水路天端立上がり部等変化点毎に、○、○○と表示する。(m単位)

ウ 高さ

上記アに準ずるものとし、出来形管理図表に堤底からの高さを○、○○と記入する。(m単位)

エ 位置

S P点を◎印で附し、BMからの高低差±○、○○と表示する。

オ 構造物区画線

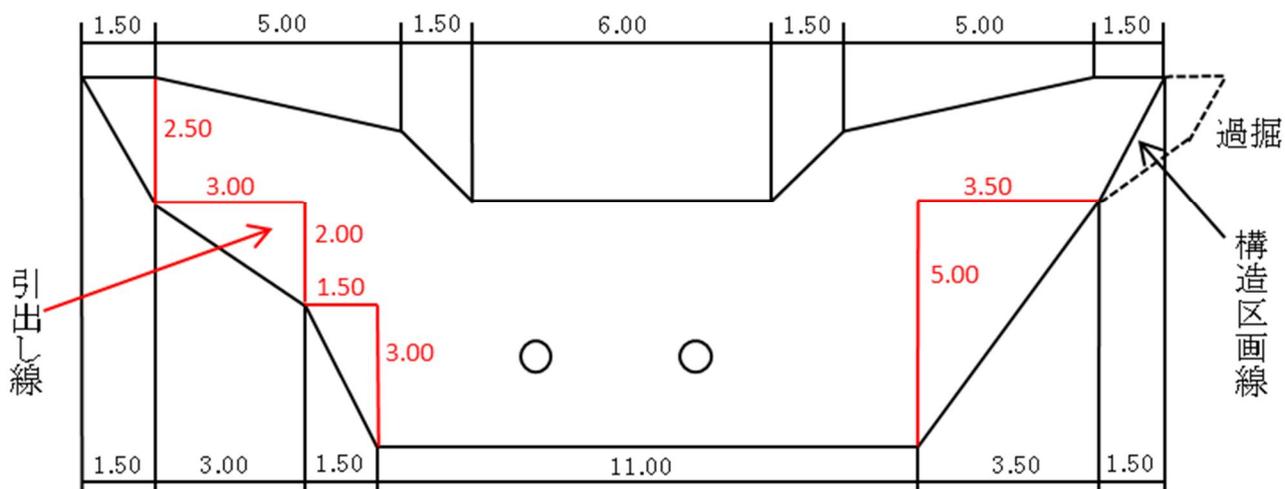
袖のかん入部に過堀部分がある場合、過堀部分と出来形部分を明確に区分するため、その接点に線引きする。

(2) 山腹工

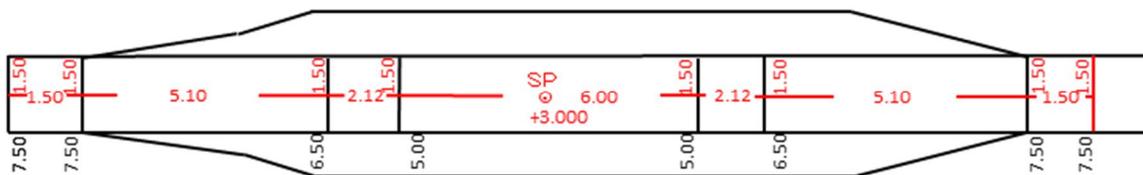
溪間工に準じて記入表示する。

3 構造物墨入れ参考図

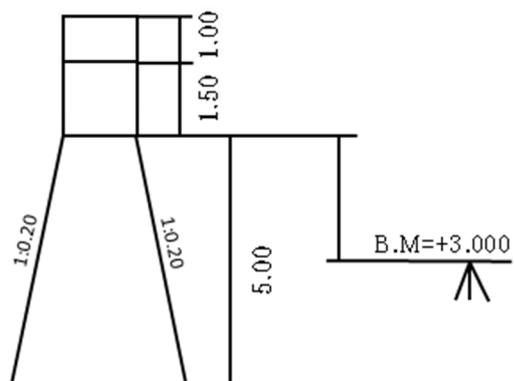
正面図



平面図



側面図



5 林道編

5-1 施工管理

当該請負契約による工事の施工に関し、受注者は国有林野事業工事請負契約約款第1条の「設計図書」によるほか、「施工管理基準」及び「林道工事施工管理実施要領」並びに森林土木工事特記仕様書【共通】に従ってこれを履行しなければならない。

なお、切土、盛土の幅員、法勾配の出来形管理基準における規格値については、次表「出来形管理基準における規格値の運用一覧表」によるものとする。

出来形管理基準における規格値の運用一覧表

工種	項目	出来形管理基準		支払対象
		規格値	運用措置	
切土工	幅員	+20 cm以内	余切	標準図(余切は残土から控除)
		-10 cm以内	切直し	標準図
	法勾配	+5 厘以内	余切	標準図(余切は残土から控除)
		-5 厘以内	切直し(垂直高 5m 以上)	標準図
		-5 厘以内	無 し(垂直高 5m 未満)	出来形図
盛土工	幅員	+20 cm以内	現地処理土	標準図
		-10 cm以内	盛直し	標準図
	法勾配	+5 厘以内	現地処理土	標準図
		-5 厘以内	盛直し	標準図

備考1 幅員において、規格値を超える余切があり、曲線・直線区間にかかわらず前後の測点を切直す必要がある場合の監督職員指示による切土は、余切として処理する。

また、前記余切及び切直しにより、法面等が安定しない場合は、法留及び法面確保のため、監督職員の指示により受注者の責において構造物等を設置するものとする。

備考2 支払対象の標準図には、待避所、車回し、曲線部の拡幅等共通しない横断線形の幅員を示す設計図、及び監督職員等の変更指示による幅員、法勾配を含む。

5-2 土工

1 除根等

(1) 除根

除根径が 30 cm 以下の場合は、切取作業に併せ、工事標準仕様書のとおり除根しなければならない。

(2) 枝条片付

枝条片付は、設計図書に示された区域内にある枝条を伐開区域内から除去しなければならない。

なお、枝条片付区域については、監督職員の指示によるものとする。

2 落石防止柵工等撤去の際は事前に岩石類を下方へ落下させないように取り除かなければならない。

3 切土工

切土施工にあたっては適切な機械類を選定するものとし、切取断面以外に影響を与えないよう留意しなければならない。

4 盛土工

(1) 盛土施工の締固めは、15 t ブルドーザ又は同等以上の機械質量を有するクローラタイプの建設機械により、一層における仕上り厚さを 30 c m とし、締固め回数は 5 回とする。

なお、15 t ブルドーザ又は同等以上の機械質量を有するクローラタイプの建設機械による締固めが困難な場合は、振動ローラ（搭乗式・コンバインド型（3～4 t）またはハンドガイド式（0.8～1.1 t））等による締固めとする。

(2) 基礎地盤の段切は、幅 1.0m 以上、高さ 0.5m 以上とする。

5 残土工

盛土工に準ずるものとする。

6 余切及び現地処理土量

余切量は、運搬残土から控除する。ただし、該当工種がない場合は単価の高い残土から控除し、残土がない場合は単価の高い盛土から順次控除するものとする。

また、現地処理土は、残土の支払対象としないものとする。

7 残土量

精算時における残土量は、総切土量から盛土量等を差し引いた計算上の残土量と、残土処理場の数量を比較し、少ない土量を支払対象とする。

5-3 路盤工

現地産材料の最大寸法は、概ね敷厚の 2 / 3 以下とするものとする。

5-4 排水施設工（工事標準仕様書 6-1-10）

1 設置位置

設計図書に示された設置位置で、呑口、吐口及び流末処理が不適当な箇所の場合は、監督職員に協議するものとする。

2 コルゲートパイプ工（工事標準仕様書 6-1-10-5）

(1) 布設

裏込及び被覆の材料は、なるべくシルト、粘土等微粒子分の少ない良質土で、直径 10 c m 以上の礫を含まないものを使用するものとする。

なお、締固め方法は、標準図に示す範囲を一層 30 c m 毎に振動コンパクタ等で十分締固めなければならない。

(2) 上げ越し

パイプの中央部で、上げ越しをする場合は、パイプの長さの 100 分の 1 以内とする。

(3) パイプとコンクリート構造物が接する部分は、アスファルトフェルト等を巻き付け、縁切りをしなければならない。

5-5 道路附属施設工

1 ガードレール用の橋名板については下記によるものとする。

(1) 規格寸法：真鍮クロームメッキ 300×80×1.5mm（2枚）

(2) 記入事項：1枚に橋名を、1枚に架設年月を記入する。

(3) 取付箇所：起点側から向かって左側のガードレール袖に橋名を、右側に架設年月を記入したものを各々

取り付けるものとする。

2 木桁架設年月日の記入等

木桁橋に桁、又は桁枕等に鉄板プレートにより架設年月日等を記入し取り付ける。

3 新設工事の場合は、起点に施設表示板を下記により設置するものとする。

(1) 規格寸法：アルミニウム軽合金 200×250×10mm (1枚)

(2) 記入事項：完成年度、路線名、完成延長及び幅員、森林管理署等名、施工者名を記入する。

(3) 取付箇所

ア 表示板が貼り付け可能な転石を採取し、起点付近の路肩に余裕がある箇所に設置する。

イ 起点の切土法面が堅固な岩の場合は、法面に貼り付ける。(高さは、1.5m程度)

ウ 起点にコンクリート構造物がある場合は、その天端に貼り付ける。(山留めの場合は、法面)

6 ICT活用工事

6-1 適用

本工事は、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用するICT活用工事である。

なお、ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項においては、監督職員と協議するものとする。

6-2 用語の定義

ICT活用工事における用号の定義は、次に定めるところによる。

- 「3次元MC」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術。
- 「3次元MG」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術。

6-3 対象工事

- ICT活用工事の対象工事は下記の(1)～(7)とする。

- (1) 土工
- (2) 付帯構造物設置工
- (3) 法面工
- (4) 作業土工(床掘)
- (5) 舗装工
- (6) 土工1,000m³未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工
- (9) 治山ダム工

なお、詳細は各「森林整備保全事業ICT活用工事(〇〇)試行実施要領」及び各「森林整備保全事業ICT活用工事(〇〇)試行積算要領」による。

- 受注者は、ICT活用工事を希望する場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む)までに発注者と協議を行い、協議が整った場合に下記6-4によりICT活用工事を行うことができる。
- 具体的な実施内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとし、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

6-4 ICT活用工事の実施

- ICT施工技術の活用

建設生産プロセスの以下の段階においてICT施工技術を活用する工事であり、下記(2)、(4)及び(5)の段階を必須とし、下記(1)及び(3)の段階は受注者の希望によることとする。

- (1) 3次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ICTを用いた起工測量または従来手法による起工測量が選択できる。

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、「下表 ICTを用いた起工測量適用表」から選択(複数以上可)して測量を行うことができるものとする。

ICTを用いた起工測量適用表

ICTを用いた起工測量	対象工事(上記6-3)	
	・土工 ・法面工 ・土工1,000m ³ 未満 ・擁壁工	・付帯構造物設置工 ・作業土工(床掘) ・小規模土工 ・治山ダム工
空中写真測量(無人航空機)	○	×

地上型レーザースキャナー	○	○
T S 等光波方式	○	○
T S (ノンプリズム方式)	○	○
R T K-G N S S	○	×
無人航空機搭載型レーザースキャナー	○	×
地上移動体搭載型レーザースキャナー	○	○
その他の3次元計測技術	○	○

※「○」：適用可、「×」：適用不可

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT活用工事とする。

(3) ICT建設機械による施工

受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に3次元設計データを活用するものとする。

ICT建設機械による施工においては、上記(2)で作成した3次元設計データを用いて、3次元M C又は3次元MG建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日国土交通省告示第250号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

ただし、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、「下表 ICTを用いた出来形管理適用表」から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとするが、面管理又は管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。

ICTを用いた出来形管理適用表

ICTを用いた出来形管理	対象工事(上記6-3)						
	土工	付帯構造物設置工	法面工	舗装工	作業土工(床掘)	・土工1,000m3未満 ・小規模土工	・擁壁工 ・治山ダム工
モバイル端末	×	×	×	×	×	○	×
空中写真測量(無人航空機)	○	○	○	×	×	○	○
地上型レーザースキャナー	○	○	○	○	×	○	○
T S 等光波方式	○	○	○	○	×	○	○
T S (ノンプリズム方式)	○	○	○	○	×	○	○
R T K-G N S S	○	×	○	×	×	○	○
無人航空機搭載型レーザースキャナー	○	○	○	×	×	○	○
地上移動体搭載型レーザースキャナー	○	○	○	○	×	○	○
施工履歴データ	○	×	○ 法面整形工のみ	×	×	○	×

地上写真測量	○	×	○ 法面整形工のみ	×	×	○	×
その他の3次元計測技術	○	○	○	○	×	○	○
又は							
T S・G N S Sを用いた 締固め回数管理による 品質管理 及び 従来手法	○	×	×	×	×	×	×

※1 「○」：適用可、「×」：適用不可

※2 土工にあたっては、受注者は、治山土工及び林道土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I法との併用による二重管理は実施しないものとする。

また、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごとに、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

なお、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等の場合は、監督職員と協議の上、T S・G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

※3 舗装工の表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、本表を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施できない場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、下記（5）によって納品するものとする。

※4 法面工・擁壁工・治山ダム工においては、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記適用表で適用可とされているI C T施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとする。

（5）3次元データの納品

上記（4）により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

2 I C T活用工事を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

3 I C T活用工事で使用する3次元設計データは、監督職員に提出すること。

4 森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形測量に基づき算出した結果を出来形数量とする。

6-5 I C T活用工事の費用

1 受注者が、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにI C T活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者と協議を行い、協議が整った場合、I C T活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記（1）～（8）により計上することとする。

- （1）森林整備保全事業I C T活用工事（土工）積算要領
- （2）森林整備保全事業I C T活用工事（付帯構造物設置工）積算要領
- （3）森林整備保全事業I C T活用工事（法面工）積算要領
- （4）森林整備保全事業I C T活用工事（舗装工）積算要領
- （5）森林整備保全事業I C T活用工事（作業土工（床堀））積算要領
- （6）森林整備保全事業I C T活用工事（土工1,000m³未満）積算要領
- （7）森林整備保全事業I C T活用工事（小規模土工）積算要領
- （8）森林整備保全事業I C T活用工事（擁壁工）積算要領

(9) 森林整備保全事業 I C T活用工事（治山ダム工）積算要領

(10) その他の工種においては、見積による対応とする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

2 施工合理化調査等を実施する場合はこれに協力すること。

7 様式

労働者確保_様式1

実績変更対象費に関する実施計画書

(単位:円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管 理 費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

「週休2日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

- (1) 工事名:
(2) 工事期間:

2 貴社の週休2日の達成状況及び試行工事の条件について

- (1) 計画的に完全週休2日、月内週休2日又は工期内週休2日を達成できましたか。

※「完全週休2日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とするもの。

「月内週休2日」とは、ひと月のうちで4週8休を達成するもの。

「工期内週休2日」とは、工期内で4週8休を達成するもの。

- ① 完全週休2日を達成できた。
② ①は確保できなかったが、月内週休2日は達成できた。
③ ①、②は確保できなかったが、工期内週休2日は達成できた。
④ 週休2日を達成できなかった。

} →(2)へ

回 答: _____

- (2) 完全週休2日、月内週休2日又は工期内週休2日を達成できなかった理由は何ですか。

(自由記載)

--

- (3) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

- ① 適切である。
② 余裕がある。
③ 不足する。 →(4)へ

回 答: _____

- (4) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

--

不足日数	
------	--

2 完全週休2日の導入について

完全週休2日を導入することに関して、発注者に求めること、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

〇〇工事の実行について
(完成合格通知及び週休2日の取組実績証明書)

令和〇年〇月〇日付け契約したこの工事について、令和〇年〇月〇日完成検査の結果、国有林野事業工事請負契約約款第32条第2項により合格と認めたので通知します。

また、週休2日の取組状況を確認した結果、4週8休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

- 1 工期 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
- 2 週休2日の取組結果
4週8休（28.5%）以上を達成

熱中症対策_様式1

気温集計表

工事名：○年度 ○○山工事

工期（工事着手日～工事完了日）：○年○月○日 ～ ○年○月○日

年月	土日以外の休日等	真夏日日数	期間（日）	135
			工事箇所	○○沢
			備考	
○年6月	0	0		
○年7月	0	3		
○年8月	3	4	夏季休暇3日	
○年9月	0	0		
○年10月	10	0	一時中止期間10日	
計	13日	7日		
工期 ⇒	122日	真夏日計 ⇒	7日	真夏日率 ⇒ 0.06

熱中症対策_様式2

月別気温集計表（○月）

工事名：令和○年度 ○○工事

日	曜日	最高気温	補正後 最高気温	施工箇所		○○沢	標高補正	-1.3
				土日以外の 休日等	不稼働日	真夏日	備考	
1	金	30	28.7					
2	土	30	28.7		1			
3	日	30	28.7		1			
4	月	31	29.7					
5	火	34	32.7			1		
6	水	30	28.7					
7	木	31	29.7					
8	金	32	30.7			1		
9	土	34	32.7		1			
10	日	31	29.7		1			
11	月	30	28.7					
12	火	35	33.7			1		
13	水	34	32.7	1				夏季休暇
14	木	32	30.7	1				夏季休暇
15	金	30	28.7	1				夏季休暇
16	土	30	28.7		1			
17	日	31	29.7		1			
18	月	30	28.7					
19	火	30	28.7					
20	水	32	30.7			1		
21	木	31	29.7					
22	金	31	29.7					
23	土	30	28.7		1			
24	日	33	31.7		1			
25	月	30	28.7					
26	火	30	28.7					
27	水	30	28.7					
28	木	30	28.7					
29	金	29	27.7					
30	土	31	29.7		1			
31	日	30	28.7		1			
			合計	3日	10日	4日		